

2013年11月5日 全10頁

法人のベンチャー投資・事業再編の優遇税制

「民間投資活性化等のための税制改正大綱」の解説その3

金融調査部 研究員
是枝 俊悟

[要約]

- 平成25年10月1日、自由民主党および公明党は「民間投資活性化等のための税制改正大綱」（以下、大綱）を発表した。本稿では、大綱のうち、ベンチャー投資・事業再編関連の税制措置について解説する。
- 大綱では、法人が、産業競争力強化法（案）で認定されたベンチャーファンドを通じて、ベンチャー企業に出資し株式等を取得した場合について、ベンチャー投資促進税制（案）を適用できるものとしている。当該株式等を取得した期に取得価額の最大80%を損金算入でき、最長10年間課税が繰り延べられるものとしている。
- 大綱では、法人が、産業競争力強化法（案）で認定された特定事業再編計画に基づいて、特定会社の特定株式等（株式および貸付金）を取得した場合に、事業再編を促進するための税制措置（案）を適用できるものとしている。当該特定株式等を取得した期に取得価額の最大70%を損金算入でき、最長10年程度課税が繰り延べられるものとしている。
- これらは、いずれも10年程度の長期にわたって課税繰り延べができるものであるため、金利分や今後の法人実効税率引き下げ分などを見越すと、適用を受けるメリットがある程度あるものと考えられる。

税制改正大綱について	2ページ
1. ベンチャー投資促進税制の創設	2ページ
2. 事業再編を促進するための税制措置の創設	5ページ
3. 課税繰り延べによる効果	8ページ
4. 創業促進・事業再編等に係る登録免許税の軽減措置の創設	9ページ

設備投資関連・研究開発促進税制は、拙稿「設備投資減税、大幅拡充」（2013年10月15日）を参照。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20131015_007788.html

所得拡大促進税制は、拙稿「所得拡大税制の恩恵を受けられる企業とは？」（2013年10月25日）を参照。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20131025_007830.html

大和証券グループ 株式会社大和総研 丸の内オフィス 〒100-6756 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 グラントウキョウノースター

このレポートは投資勧誘を意図して提供するものではありません。このレポートの掲載情報は信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、記載された意見や予測等は作成時点のものであり今後予告なく変更されることがあります。大和総研の親会社である大和総研ホールディングスと大和証券は、大和証券グループ本社を親会社とする大和証券グループの会社です。内容に関する一切の権利は大和総研にあります。無断での複製・転載・転送等をご遠慮ください。

税制改正大綱について

平成 25 年 10 月 1 日、安倍首相は現行の法律通り平成 26 年 4 月 1 日に消費税率を 5%から 8%に引き上げることを決断し、内閣は「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」を閣議決定した。

これとともに、同日、自由民主党および公明党は「民間投資活性化等のための税制改正大綱」を発表した（以下、単に「大綱」と述べるときは「民間投資活性化等のための税制改正大綱」のことをいう）。

例年、与党¹の税制改正大綱は 12 月中をめどに発表される。ただし、今回は来年 4 月に実施する消費税率引き上げに伴う経済対策と成長力強化のための総合的な対策が必要であることから、日本再興戦略に盛り込まれている民間投資を活性化させるための税制措置等については、通常の年度改正から切り離して前倒しで税制改正大綱が決定されることとなった。

今後、年末にかけて与党（および政府）内で通常の年度改正の議論が行われ、12 月中をめどに平成 26 年度税制改正大綱が発表されるものと考えられる。「民間投資活性化等のための税制改正大綱」については平成 26 年度税制改正大綱と併せて税制改正法案として策定され、平成 26 年 3 月末までに国会提出され成立するものと考えられる。

近年の税制改正においては、与党が参議院において過半数の議席を確保できない「ねじれ国会」の状況にあったため、税制改正大綱をもとに策定された税制改正法案の成立・施行時期が遅れたり、内容が修正されたりすることもあった。現在は与党が衆議院・参議院ともに過半数の議席を確保しているため、「民間投資活性化等のための税制改正大綱」に記載された内容は、与党内に反対が出ない限り、ほぼ予定通り実現されるものと考えてよいだろう。

なお、「民間投資活性化等のための税制改正大綱」は、産業競争力強化法において詳細な要件を定めることとされているものがある。産業競争力強化法案は 10 月 15 日に国会提出されており、臨時国会にて年内に成立、来年 1 月下旬～2 月上旬頃に施行される見込みである。

施行日が産業競争力強化法の施行日以後とされている税制改正については、税制改正法の成立後、産業競争力強化法の施行日に遡及して適用されるものと考えられる。

1. ベンチャー投資促進税制の創設

大綱では、「産業競争力強化法において、地域の実情を踏まえた支援が可能である市区町村による創業支援の枠組みを整備することとし、税制においてもその枠組みの下での株式会社の設立を促進するための措置を講じる」として、ベンチャー投資促進税制を創設するとした。

産業競争力強化法（案）では、図表 1 に示される事業者を「新事業開拓事業者」と定義し、ベンチャー投資促進税制における出資対象の事業者とした。投資事業有限責任組合が図表 1 に

¹ 民主党中心の政権下においては税制改正大綱の作成主体は与党ではなく政府であった。

定める「特定新事業開拓投資事業計画」を経済産業大臣に提出し認定を受けた場合、その投資事業有限責任組合を通じて、企業が「新事業開拓事業者」の株式等を取得した場合に、ベンチャー投資促進税制を適用できるものとしている。

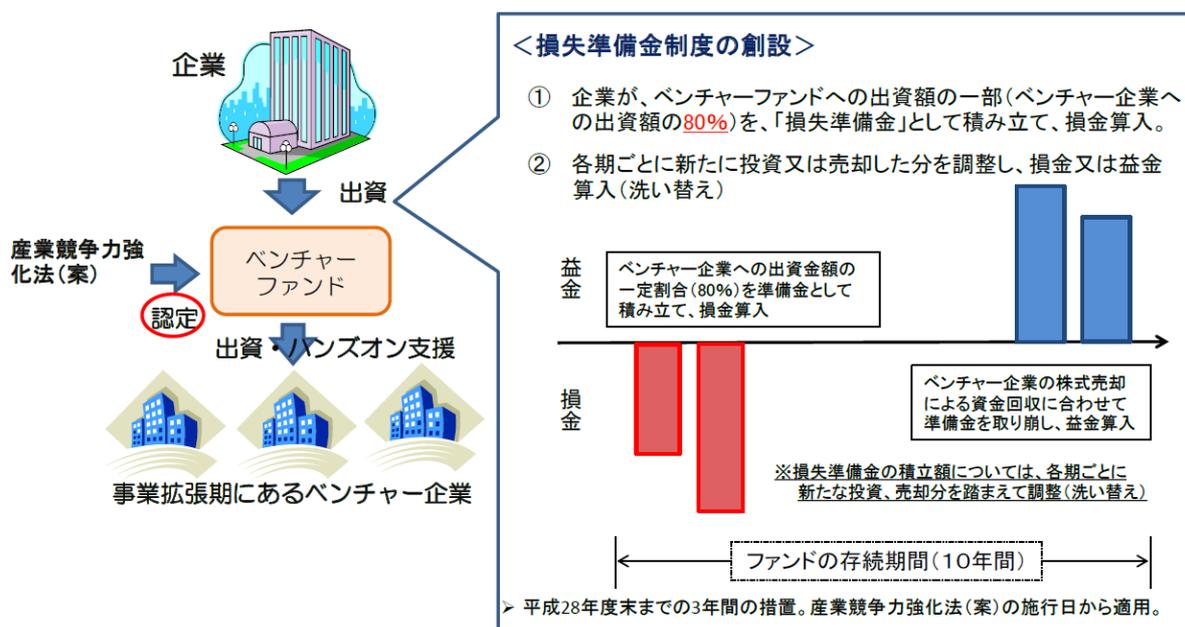
ベンチャー投資促進税制（案）の概要は、図表2・図表3に示される。

図表1 産業競争力強化法（案）における「新事業開拓事業者」等の定義

新事業開拓事業者	新商品の開発又は生産、新たな役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、新たな事業の開拓を行う事業者（新たに設立される法人を含む）であって、その事業の将来における成長発展を図るために外部からの投資を受けることが特に必要なものその他の経済産業省令で定めるもの
特定新事業開拓投資事業計画の記載事項	・特定新事業開拓投資事業を実施する投資事業有限責任組合に関する事項 ・特定新事業開拓投資事業の内容及び実施時期 ・特定新事業開拓投資事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法
特定新事業開拓投資事業計画の認定期間	産業競争力強化法（案）の施行の日から平成29年3月31日までの間
特定新事業開拓投資事業計画の認定要件	下記のいずれにも適合すること ・当該特定新事業開拓投資事業計画が実施指針に照らし適切なものであること ・当該特定新事業開拓投資事業計画に係る特定新事業開拓投資事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること

（出所）産業競争力強化法（案）等をもとに大和総研作成

図表2 ベンチャー投資促進税制（案）の概要①



（出所）経済産業省「民間投資活性化等のための経済産業関係税制改正の概要」（平成25年10月）

図表3 ベンチャー投資促進税制（案）の概要②

対象法人	青色申告書を提出する法人で、産業競争力強化法(案)に規定する 特定新事業開拓投資事業計画 について 認定 を受けた投資事業有限責任組合に係る投資事業有限責任組合契約を締結しているもの（その投資事業有限責任組合の有限責任組合員に限る）
対象法人が適格機関投資家の場合の追加要件	・その投資事業有限責任組合に対する出資予定額が2億円以上であるものに限る ・その投資事業有限責任組合契約を締結した日を含む事業年度開始の時ににおけるその他有価証券である株式等の帳簿価額が20億円以上のものに限る
適用事業年度	平成26年4月1日以後に終了する事業年度
対象となる株式等	認定 を受けた日以後にその投資事業有限責任組合に出資をし、かつ、同日からその投資事業有限責任組合の存続期間終了の日までの期間内においてその 特定新事業開拓投資事業計画 に従って取得したその投資事業有限責任組合の組合財産となる産業競争力強化法(案)に規定する 新事業開拓事業者 の株式等
特例	その株式等の価格の低落による損失に備えるため、その期間内の日を含む各事業年度終了の時ににおいて有するその株式等のその終了の時ににおける帳簿価額の合計額の80%以下の金額を新事業開拓事業者投資損失準備金(仮称)として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その事業年度において損金算入できることとする
準備金の取り崩し	洗い替え方式。翌事業年度の期首に全額取り崩して益金算入する。翌事業年度の期末に新たな投資分や売却分を考慮した保有残高ベースで再度損金算入する。

(注1) **太字の用語**については、産業競争力強化法(案)において定義されている。図表1参照。

(注2) 産業競争力強化法(案)は、本稿執筆日現在、国会審議中である。

(出所) 大綱・産業競争力強化法(案)等をもとに大和総研作成

企業が、産業競争力強化法（案）によって認定されたベンチャーファンド（投資事業有限責任組合）を通じて、事業拡張期にあるベンチャー企業に出資し株式等を取得した場合について、ベンチャー投資促進税制（案）を適用できるものとしている。

具体的には、その株式等の価格の低落による損失に備えるため、当該株式等の取得価額の80%以下の金額を新事業開拓事業者投資損失準備金（仮称）として積み立てたときは、当該積み立てた金額について、その事業年度において損金算入できることとしている。

当該準備金は翌事業年度の期首において全額を取り崩して益金算入するが、当該投資事業有限責任組合の存続期間中²においては、期末に追加投資額や売却分などを考慮して再度準備金を積み立て損金算入することとしている（洗い替え方式）。

すなわち、適用2年目以後において追加出資も売却も行っていない場合は、期首の益金算入額と期末の損金算入額が相殺されてプラスマイナスゼロとなる。適用2年目以後において追加出資または売却を行った場合は、その差額分の80%以下の金額が損金算入または益金算入され

² 産業競争力強化法（案）の政省令等において、認定を受けるための要件として、投資事業有限責任組合の存続期間を10年以内に限定することが想定されている。

ることとなる³。

2. 事業再編を促進するための税制措置の創設

大綱では、「産業競争力強化法において、同業種間の事業統合を含めた収益力の飛躍的な向上を目指す事業再編を認定する仕組みを設けることとし、税制においてもこうした事業再編を行う企業のリスク負担に備えるための措置等を講じることとする」として、事業再編を促進するための税制措置を創設とした。

産業競争力強化法（案）では、「事業再編」および「特定事業再編」を次のように定義している。

図表 4 産業競争力強化法（案）における「事業再編」

「事業再編」とは、事業者がその事業の全部又は一部の生産性を相当程度向上させることを目指した事業活動であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

一 次に掲げる措置のいずれかによる事業の全部又は一部の構造の変更（当該事業者の関係事業者及び外国関係法人が行う事業の構造の変更を含む）を行うものであること。

- イ 合併
- ロ 会社の分割
- ハ 株式交換
- ニ 株式移転
- ホ 事業又は資産の譲受け又は譲渡（外国におけるこれらに相当するものを含む）
- ヘ 出資の受入れ
- ト 他の会社の株式又は持分の取得（当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限る）
- チ 関係事業者の株式又は持分の譲渡（当該譲渡により当該事業者の関係事業者でなくなる場合に限る）
- リ 外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの取得（当該取得により当該外国法人が外国関係法人となる場合に限る）
- ヌ 外国関係法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの譲渡（当該譲渡により当該事業者の外国関係法人でなくなる場合に限る）
- ル 会社又は外国法人の設立又は清算
- ヲ 有限責任事業組合に対する出資
- ワ 保有する施設の相当程度の撤去又は設備の相当程度の廃棄

二 事業者がその経営資源を活用して行う事業の全部又は一部の分野又は方式の変更であって、次に掲げるもののいずれかを行うものであること。

³ 例えば、適用2年目において1億円追加出資し、取得価額5,000万円分の株式を売却した場合は、準備金への繰入額は、差引5,000万円に対し80%（以下）となり、この額が損金算入される。

- イ 新商品の開発等により、生産若しくは販売に係る商品の構成又は提供に係る役務の構成を相当程度変化させること。
- ロ 商品の新たな生産の方式の導入又は設備の能率の向上により、商品の生産を著しく効率化すること。
- ハ 商品の新たな販売の方式の導入又は役務の新たな提供の方式の導入により、商品の販売又は役務の提供を著しく効率化すること。
- ニ 新たな原材料、部品若しくは半製品の使用又は原材料、部品若しくは半製品の新たな購入の方式の導入により、商品の生産に係る費用を相当程度低減すること。

(出所) 産業競争力強化法 (案) 2 条 11 項をもとに大和総研作成

図表 5 産業競争力強化法 (案) における「特定事業再編」

「特定事業再編」とは、事業再編(図表 4)のうち、二以上の事業者が、それぞれの経営資源を有効に組み合わせて一体的に活用して、当該二以上の事業者のそれぞれの事業の全部又は一部の生産性を著しく向上させることを目指したものであって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

一 次に掲げる措置のいずれかによる事業の全部又は一部の構造の変更を行うものであること。

- イ 当該二以上の事業者のそれぞれの完全子会社(一の事業者がその設立の日から引き続き発行済株式の全部を有する株式会社をいう。以下この号において同じ)相互間の新設合併又は吸収合併
- ロ 当該二以上の事業者が共同して行う新設分割
- ハ 当該二以上の事業者のいずれか一の事業者の完全子会社に、当該二以上の事業者のうち他の事業者が、その事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継させる吸収分割
- ニ 当該二以上の事業者のいずれか一の事業者の完全子会社が行う当該二以上の事業者のうち他の事業者からの出資の受入れ
- ホ 当該二以上の事業者が共同して行うそのそれぞれの完全子会社の発行済株式の全部を取得する会社の設立

二 次に掲げる会社(特定会社)のいずれかが、外国における新たな需要を相当程度開拓し、又は新商品の開発等により国内における新たな需要を相当程度開拓するものであること。

- イ 前号イの新設合併により設立された会社又は同号イの吸収合併後存続する会社
- ロ 前号ロの新設分割により設立された会社
- ハ 前号ハの吸収分割により事業に関して権利義務の全部又は一部を承継した会社
- ニ 前号ニの出資の受入れをした会社
- ホ 前号ホの会社の設立により設立された会社

(出所) 産業競争力強化法 (案) 2 条 12 項をもとに大和総研作成

産業競争力強化法 (案) では、「特定事業再編」を行う場合、事業者は「特定事業再編計画」を経済産業大臣に提出し、認定を受けることで、「事業再編を促進するための税制措置」を適用することができる。「特定事業再編計画」の認定要件は、図表 6 に示される。

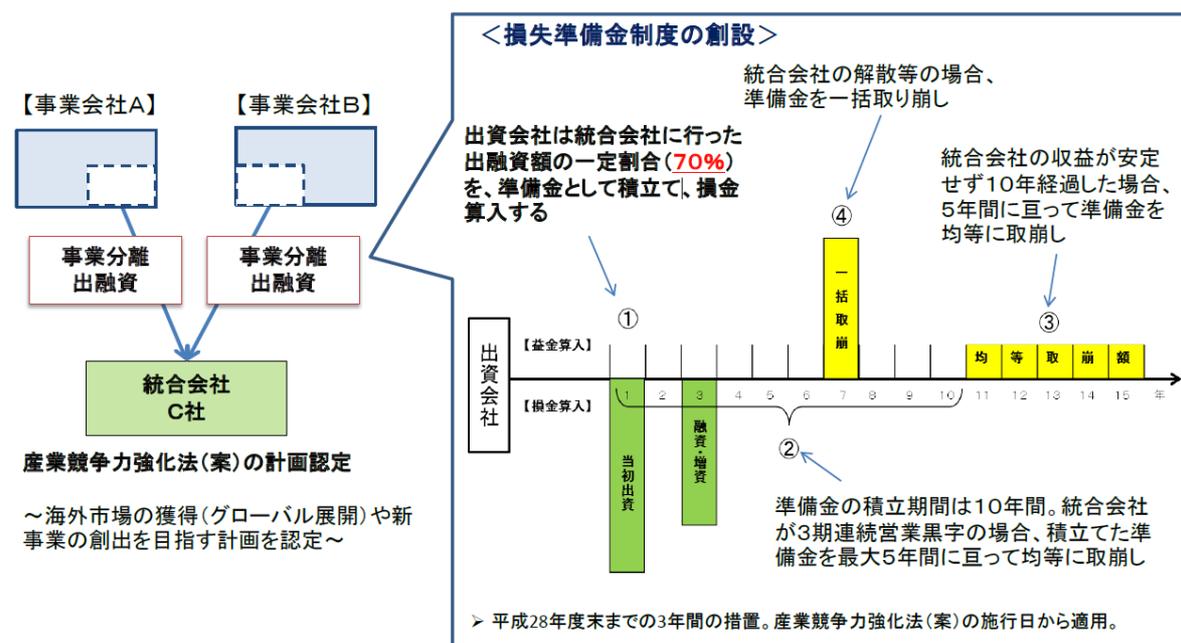
事業再編を促進するための税制措置 (案) の概要は、図表 7・図表 8 に示される。

図表6 産業競争力強化法(案)における「特定事業再編計画」等

特定事業再編計画の 認定期間	産業競争力強化法(案)の施行の日から平成29年3月31日までの間
特定事業再編計画の 記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ・特定事業再編の目標 ・特定事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上の程度を示す指標 ・特定事業再編の内容及び実施時期 ・特定事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法 ・特定事業再編に伴う労務に関する事項
特定事業再編計画の 認定要件	<p>次のいずれにも適合すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該特定事業再編計画が実施指針に照らし適切なものであること ・当該特定事業再編計画に係る特定事業再編が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること ・当該特定事業再編計画に係る特定事業再編による生産性の向上が、当該事業分野における市場構造に照らして、持続的なものと見込まれるものであること。 ・当該特定事業再編計画に係る事業の属する事業分野が過剰供給構造にある場合にあっては、当該特定事業再編計画に係る特定事業再編が、当該事業分野の過剰供給構造の解消に資するものであること ・当該特定事業再編計画が従業員の地位を不当に害するものでないこと ・内外の市場の状況に照らして、当該申請を行う事業者とその営む事業と同一の事業分野に属する事業を営む他の事業者との間の適正な競争が確保されるものであること ・一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと

(出所) 産業競争力強化法(案)等をもとに大和総研作成

図表7 事業再編を促進するための税制措置(案)の概要①



(出所) 経済産業省「民間投資活性化等のための経済産業関係税制改正の概要」(平成25年10月)

図表8 事業再編を促進するための税制措置（案）の概要②

対象法人	青色申告書を提出する法人で産業競争力強化法(案)に規定する 特定事業再編計画 について 認定 を受けたもの
適用事業年度	平成26年4月1日以後に終了する事業年度 (ただし、平成26年4月1日前に特定株式等を取得した場合は、平成26年4月1日を含む事業年度においてその準備金積立相当額の損金算入ができる)
対象となる特定株式等	特定事業再編計画 に記載された産業競争力強化法(案)に規定する 特定事業再編 に係る同法に規定する 特定会社 の 特定株式等 特定株式等とは、設立もしくは資本金の額等の増加に伴う金銭の払込み、合併、分社型分割もしくは現物出資に伴い取得する 特定会社 の株式(出資を含む)またはその 特定会社 に対する貸付金に係る債権をいう。
特例	特定株式等をその取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合、その特定株式等の価格の低落または貸倒れによる損失に備えるため、その特定株式等の取得価額の70%以下の金額を 特定事業再編投資損失準備金(仮称) として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その事業年度において損金算入できる
積立期間	原則10年間(ただし、特定会社が3期連続で営業利益を計上した場合はその3期目の期末まで)
準備金の取り崩し	特定会社 の解散等の場合は一括取り崩し。積立期間満了(上記10年経過または3年連続営業利益を計上)の場合は5年間均等取り崩し。

(注1) **太字の用語**については、産業競争力強化法(案)において定義されている。図表5・図表6参照。

(注2) 産業活力強化法(案)は、本稿執筆日現在、国会審議中である。

(出所) 大綱・産業競争力強化法(案)等をもとに大和総研作成

法人が、産業競争力強化法（案）による認定を受けた特定事業再編計画に基づいて、特定会社の特定株式等（株式および貸付金が想定されている）を取得した場合に、その特定株式等の価格の低落または貸倒れによる損失に備えるため、当該特定株式等の取得価額の70%以下の金額を特定事業再編投資損失準備金（仮称）として積み立てたときは、当該積み立てた金額について、その事業年度において損金算入できることとしている。

準備金の積立期間は原則10年間だが、特定会社が3期連続で営業利益を計上した場合はその3期目の期末までとしている。

特定会社の解散等の場合は一括で準備金を取り崩し、積立期間満了（10年経過または3期連続で営業利益を計上）の場合は、翌期以降5年間で準備金を均等に取り崩すものとしている。

3. 課税繰り延べによる効果

ベンチャー投資促進税制（案）と事業再編を促進するための税制措置（案）は、いずれも投資時点および事業再編の時点で準備金を積み立てて損金算入を行うことができるものであり、

最長で10年程度の課税繰り延べが行えるものとなっている。

このため、ベンチャー投資の開始時や事業再編の実施時における資金繰りの改善に資する。また、準備金の積立期間が10年程度と長期に及ぶため、課税繰り延べを行える間の金利相当額もある程度の金額になるだろう。

さらに、準備金を取り崩して益金に算入する時期においては、準備金を積み立てて損金に算入する時期よりも法人実効税率が引き下げられている可能性も考えられる。

現行法では平成26年度（3月決算法人の場合）まで実施される予定の復興特別法人税について、1年前倒して廃止することの検討が現在、行われており、大綱では12月中に結論を得るものとされている。復興特別法人税が廃止されれば、法人実効税率は現在の38.01%から35.64%へと引き下げられる（東京都・外形標準課税法人の場合）。大綱では法人実効税率のあり方について「今後速やかに検討する」としており、10年の間に法人実効税率がさらに引き下げられることも想定される。

準備金を積み立てる際の法人実効税率よりも、準備金を取り崩して益金に算入する際の法人実効税率が下がっていれば、引き下げられた税率分だけ企業が支払う法人税額が減ることを意味する。

課税繰り延べを行っている間の金利相当額や法人税率が引き下げられる可能性を考慮すると、法人がベンチャー投資促進税制（案）および事業再編を促進するための税制措置（案）の適用を受けるメリットもある程度あるものと考えられる。

4. 創業促進・事業再編等に係る登録免許税の軽減措置の創設

大綱では、産業競争力強化法（案）において認定創業支援事業計画に係る認定を受けた市区町村において、同計画に記載された特定創業支援事業による支援を受けて、個人が株式会社の設立をする場合は、当該株式会社の設立の登記に係る登録免許税の軽減を受けられるものとしている。

また、大綱では、産業競争力強化法（案）に規定する事業再編計画、特定事業再編計画（図表6）または中小企業承継事業再生計画の認定を受けた認定事業者等が、これらの計画に基づき行う株式会社の設立等をする場合は、当該株式会社の設立等の登記に係る登録免許税の軽減を受けられるものとしている。

具体的な軽減措置は、次の図表9に示される。

図表9 創業促進・事業再編等に係る登録免許税の軽減措置の創設

	創業促進のための登録免許税の軽減措置(案)	事業再編等に係る登録免許税の軽減措置(案)
産業競争力強化法(案)により認定を受ける計画	認定創業支援事業計画	事業再編計画・特定事業再編計画(図表6)・中小企業承継事業再生計画のいずれか
特例	個人による株式会社の設立の登記 1,000分の3.5(最低税額7万5千円) (本則1,000分の7(最低税額15万円))	(1) 株式会社の設立又は増資の登記 1,000分の3.5(本則1,000分の7) (2) 合併による株式会社の設立又は増資の登記 1,000分の1(純増部分については、1,000分の3.5)(本則1,000分の1.5(純増部分については、1,000分の7)) (3) 分割による株式会社の設立又は増資の登記 1,000分の5(本則1,000分の7) (4) 法人の設立等の場合における次に掲げる登記 ① 不動産の所有権の移転登記 1,000分の16(本則1,000分の20) ② 船舶の所有権の移転登記 1,000分の23(本則1,000分の28) (5) 合併による法人の設立等の場合における次に掲げる登記 ① 不動産の所有権の移転登記 1,000分の2(本則1,000分の4) ② 船舶の所有権の移転登記 1,000分の3(本則1,000分の4) (6) 分割による法人の設立等の場合における次に掲げる登記 ① 不動産の所有権の移転登記 1,000分の4(本則1,000分の20) ② 船舶の所有権の移転登記 1,000分の23(本則1,000分の28)

(出所)大綱等をもとに大和総研作成

【以上】